

午後 2 時16分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第1号議案平成26年度朝倉市一般会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第2号議案平成26年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第3号議案平成26年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第4号議案平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第5号議案平成26年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第6号議案平成26年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第7号議案平成26年度朝倉市下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第8号議案平成26年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第9号議案平成26年度朝倉市個別排水事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第10号議案平成26年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第11号議案平成26年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第12号議案平成26年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第13号議案平成25年度朝倉市一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。質疑はありませんか。14番平田悌子議員。

○14番(平田悌子君) 2点質問いたします。

まず1点目は、歳入の分ですが、1款1項2目の法人税の件ですが、増額の要因と、それから朝倉市の景気の動向についてどう分析されているのか、お尋ねします。

2点目です。29ページですが、4款1項2目、予防接種費が減額、3,500万円の減額ですが、予防接種名と減額の要因についてお尋ねします。

以上です。

○議長(手嶋源五君) 税務課長。

○税務課長(中山玲子君) 歳入予算の市税の法人税の関係で、歳入のお尋ねですけれども、歳入のこの法人税につきましては、収入のほうが予算を大幅に上回る見込みになりましたので、歳入予算で補正を組んでおります。

この内容については、まだ年度の途中でございますので、歳入の中身についての分析等はまだ行っておりません。

ただ、景気については、法人税関係の収入を見ますと上向きの傾向があるかなというふうに捉えているところです。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 健康課長がいないようですので、私のほうからお答えさせていただきます。

大きいのは子宮頸がんの関係で、一部されてない方が多かったという方が一番大きな理由だと思います。あとは通常的な残予算でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 何件か、ちょっとお尋ねをしたいと思います。まずお尋ねをしたいのは、7ページ、第2表の繰越明許費の補正でございますけれども、考え方といたしまして、地方公共団体の予算は原則は単年度主義が原則でありますけれども、繰越明許費というのはその例外だというような措置だということに言われております。

そういう中でありますけれども、近年、繰越明許費の設定が非常に多くなったような気がするわけです。これはその原因として考えられますのは、国の経済対策によります予算が、もともと繰越明許を予定をしてされておるといふものも当然にあらうというふうに思います。ただ、そればかりでは、実際中身を見てみますと、ないようでございますが、やはりその繰越明許をしていかならない原因というのは、国の割り当て等も当然あるにいたしましても、枠が多くなって、そういう仕事量的にできないのか、あるいは何か別に繰越明許をする要因があるのか、その辺の内容を1つ、お聞きしたいと思います。

それから、次が25ページの2款1項6目の基金管理費の基金積み立てでございますけれども、地域振興基金に2億7,717万8,000円の積み立て計上がされております。補正予算の説明資料によりますと、地域の元気臨時交付金ということですが、交付金の活用目的がどういう活用を目的とした交付金なのか、これは多分、元気なまちづくりのために頑張っておる市町村に出しますよという交付金であらうという思いますけれども、これは自治体の裁量によって自由に活用できる交付金ではないかなと思いますけれども、使途の内容がわかれば、どういうことが主な内容のものだということがわかれば教えていただきたいと思っております。

以上でちょっと総務財政課の関係をお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） まず1点目でございます、7ページの繰越明許でございます。この中で国の補正予算、それに伴いますものがまず入っております。その事業としましては、これは国が経済対策で行ったものでございますが、6款の真ん中のところにあります林道点検診断、それから下から4番目の社会資本整備交付金事業、道路関係でございます。それから下から2番目の道整備交付金、これも道路でございます。

次のページの8ページは、上から3つ、小中学校の耐震関係分、これが経済対策の分でございます。

それと、あと残りは、通常でしたら3月で終わるべきもの等が、地権者の関係でありま

すとか、いろんな関係で4月以降に繰り越すものということでございます。

災害等もございます。

それから、もう1点の25ページの行政経営課の地域振興基金の積立金2億7,700万円の御説明でございますが、これは平成24年の国の経済対策で行われた施策でございます、地域の元気交付金という名前でございます。これは国の補助事業の裏負担分の約8割を国のほうが財源的に補填をするという形で、そういうものが制度としてされまして、朝倉市の中では総額で5億3,000万円程度来ております。

これは、もともと経済対策の事業の補助事業の裏に充てるものですが、もうその事業としては既に予算を組んだり、執行したりしております。ですので、朝倉市はその分の約半分の2億7,700万円は基金に積み立てておきまして、地域振興基金に入れまして、そして26年度の当初予算には計上しておりませんが、6月補正のいろんな新規事業が出てくるかと思いますが、そういうものの財源に充てていこうという形でございます。

残りの2億数千万円につきましては今年度事業の財源として充てておりまして、光ブロードバンドの整備、それと小田の排水路の整備、それから朝倉老人福祉センターの改修経費、そういうものの財源として使わせていただいております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） わかりました。繰越明許費についてはできるだけ、やっぱり単年度主義ということでございますし、繰り越せば翌年度にまた負担がかかるという状況もございまして、できる限り、国の政策等によるものは仕方ない部分もある、前倒しの部分もあると思いますので、仕方ない部分もあろうと思いますが、ひとつ最大限の努力して、明許費がだんだん少なくなるようお願いをしたいと思います。

次に、もう1点は、30ページ、6款でございますけれども、農林水産業費、農業費、農業振興費、19節の負担金補助交付金でございますが、園芸対策費の中の活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金が4,357万9,000円が減額をされておるところであります。朝倉市は25年度からこの事業には5%の継ぎ足しをして、力を入れて農業振興、あるいは後継者育成等を図っていこうというような形で取り組みがなされておるわけでありましてけれども、当初予算では1億5,700万円ほど計上されておったと思います。

そういう中で、一定の計画あってされておったと思いますが、その中で4,300万円ほどの減額がっておりますが、県の枠が減ったのか、あるいはこの予定をしておった方がそこまで市ができなかったというのか、そこあたりのわけを、理由を教えてくださいたいと思います。

それからもう1点は、36ページですけれども、10款教育費、5項保健体育費、5項学校給食センター費の額、給食センター管理費で、杷木の学校給食センター改築実施設計と地質調査費が全額今回は減額されております。その理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（仲山茂木君） ただいま御質問の活力ある高収益園芸型育成事業におきましては、事業の流れからいきますと、前年度に地元から要望をとります、地元といえますのは認定農業者たちでございますけども、地元の要望をとりまして、それをもとにうちがパイプ役になりまして県に申請するところでございます。

大きな理由としましては、施設組合さんの当初要望の中においては、鉄骨ハウスを予定をしてるところでございました、9,700平米の、事業費に対しては1億2,000万円の事業費でございました。ところが生産組合の方たちの一抜け、二抜けちゅう形になると思いますが、最終的には9,700平米が2,400平米に変わりました、事業費にして2,758万3,000円に減額になりましたと、これが大きな理由でございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 教育課長。

○教育課長（秋穂修實君） この杷木学校給食センターの件ですが、これは現在、今回杷木の4つの地区の小学校の統廃合、協議が今、行われておりまして、校舎の位置等が決定して現在おりませんので、これを決定後にとということで、今回減額をさせていただいております。

○議長（手嶋源五君） ほかに。10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 7ページの繰越明許費のところでございますが、民生費ですが、市立保育園の施設整備補助事業がかなり大きな金額で1億4,895万円繰り越しになっております。これはどういう事情で繰り越しになってるのでしょうか。

それともう1件、子ども・子育て支援システムの構築事業が920万円繰り越しになっておりますが、これはどのような今、段階で進んでいるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（田中一孝君） 御質問の繰越明許費でございますけど、これにつきましては市立保育園等の施設整備事業に対する補助を出してるものでございます。これにつきましては、今、具体的な保育園といたしましては生い立つ保育園の増改築分の補助でございますけど、交付決定額2億3,600万円、約、このうちの1億4,800万円を繰り越すものでございます。これにつきましては、既存園舎の解体とか、仮園舎の建設等の協議等がありまして、そういったやつに時間を要した部分もございまして、工事の完了が4月以降になるというために繰り越しをお願いするものでございます。

もう1点の子ども・子育て支援システムの構築事業につきましては、これは12月議会でも内容については御説明いたしましたけど、これは新制度に係ります電算システムの構築につきまして12月で補正をさせていただいたものでございますけど、この中身につきまして、国等が定める情報の報告とか共有が求められておりますけど、その詳細内容の決定、これは国のほうからこういった情報を出しなさいというような中身の決定のほうがおくれ

まして、細部についての協議が業者とおくれてきております。その関係で関係予算の920万円を繰り越すものでございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第14号議案平成25年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第15号議案平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第16号議案平成25年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第17号議案平成25年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第18号議案平成25年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第19号議案朝倉市甘木勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） この条例は附則で平成27年の4月1日施行というふうになっております。これについて2点お尋ねいたします。

1点目は、この条例の廃止の目的が、耐震化の分で不足がある、不十分であるという部分がありますでしょうか。

もしそれがあるとしましたらば、利便性と市民の安全性を確保するという分が相反すると思うんですが、こういった議論を経てこの日にちを決めたかをお示ししていただきたいと思えます。

○議長（手嶋源五君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高良恵一君） まず耐震化診断をしたわけではございません。耐力度調査というのをやりまして、その建物の老朽の度合いを見ております。それを見ますと、建物そのものは非常にもう41年も経過をしてるということで、老朽が激しいと、建てかえを要する施設であるということです。

したがって、もし大きな地震があれば、耐震調査してませんが、倒壊のおそれがないということはないと思います。

施行日を平成27年の4月1日にした理由につきましては、現在の勤労青少年ホームに16のサークル、延べで約6,000人、年間利用されております。これらの方について、他の会場に移っていただきたいという話をもう事前にしております。そうしますと、やはり準備の期間、あるいは、これが27年からなくなるということの広く市民の周知の期間が必要だということで、条例の施行は平成27年4月1日からしております。

ただし、先ほど申しましたように、大きな地震が来た場合に心配でございますので、他の会場に行っていただきたいと、その際につきましては、当面は今年度、来年度は、他の会場に行く場合につきましてはコミュニティセンター、生涯学習センターの利用料については、現在、この勤労青少年は無料でございますので無料にいたしますということでお話をずっとさせていただいてるという状況でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第20号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第21号議案朝倉市企業立地促進条例及び朝倉市過疎地域企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第22号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第23号議案朝倉市環境基本計画の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第24号議案交通事故による損害賠償について（秘書政策課）を議題といたします。質疑はありませんか。11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 11番です。

これから3件、交通事故についてがありますけれども、先日の職員提案の中で公用車の使い方についてということで提案があっていました。私、非常にいいことだなと思って聞いておりましたけれども、それについて市としての対応について、どう変わってきたかというのをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（井上博之君） 提案ですので、あれがあつて特にということではありませんが、もともと提案にあったものを、おっしゃる件については、もともとふだんからすべきことだと思います。そのことを確認したということでございます。

要は交通事故との関係ですけれども、要は例えば車内がちょっとごみが散らかってるとか、例えば極端な例は空き缶が転がってるとか、そういう場合には交通事故につながるのので注意しましょうということですので、ごく至極当たり前のことでございます。

この交通事故につきましても、既に私の名前で職員に周知は行っておりますし、昨年度も県のほうから、警察のほうから来ていただいて、役職研修を行ったところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（手嶋源五君） 11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 実はマスコミで地方のバス会社が倒産して、両備交通だったと思うんですが、そちらのほうは肩がわりして、バスでから地域おこししてるというのが取り上げられていました。そのテーマになったのが、バスをどう大事に使うかということでしたので、そういうことによって事故も少なくなるし、サービスもよくなるということでありました。

公用車について小さなことですが、それが大きく広がってくるのではないかなと、職員提案について、僕は非常にすばらしいなと思ってましたので、ぜひ活用をお願いしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第25号議案交通事故による損害賠償について（健康課）を議題といたします。質疑はありませんか。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） まず、この事故の朝倉市の過失割合をお尋ねしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（江藤剛一君） 10、ゼロで市のほうが10割悪いちゅうことになってます。

○議長（手嶋源五君） 6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 朝倉市が10割で悪いと、金額が7,300円で、これに議案に上がっているということは、まだ支払いが行われてないということだと思います。被害者のほうから朝倉市に過失があるにもかかわらず支払いが行われてないということについて、クレームなり、そういったものはございませんでしたでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（江藤剛一君） 直接私のほうはお聞きしておりません。

以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第26号議案交通事故による損害賠償について（教育課）を議題といたします。質疑はありますか。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 済みません、同じ質問です。朝倉市の過失割合をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 教育課長。

○教育課長（秋穂修實君） これにつきましても、10、ゼロで市のほうが過失割合が100%となっております。

金額もですかね。

○議長（手嶋源五君） 6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） これも朝倉市が100%過失があるということなんですが、今度はこちらは相手先が、被害者が法人といますか、団体のようなんですが、これにつきましては、もちろん支払いがまだ行われてないと、そういった中で、年度が近いわけですよ、こういった中で示談の交渉をするに当たって、例えば示談交渉に当たって不利になるのではないかと、そういった事例というのは発生してますでしょうか。

要するにまだ結論が出てないわけですよ、支払いもしてませんし、そういった面で何か不都合が出てますでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 教育課長。

○教育課長（秋穂修實君） 45ページに和解書のこの案をつけておりますが、これをもって相手方がよしとすれば、議決をいただいた後に、この和解書でもって、もうそれ以降は何もないということで処理する予定でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第27号議案市道路線の廃止についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第28号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第13号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、20日午前10時から行います。

本日は、これにて散会をいたします。

午後2時47分散会